



# 1. 管内の概要

## (1) 阿武隈川上流流域下水道事業の沿革と概要

阿武隈川上流流域下水道事業は、阿武隈川上流に位置する福島県内における流域下水道事業です。阿武隈川は、福島県と栃木県との境にある旭岳にその源を発し、県の中央部を北上して宮城県から太平洋に注ぐ一級河川であり、流域面積は約5,405km<sup>2</sup>（福島県分4,088km<sup>2</sup>）、延長は239km（福島県分181km）となっており、県都福島市、商都郡山市をはじめとする多数の市町村と県人口の半分以上がこの流域に集中し、上水道水源や工業用水等として利用され、本県の産業振興や生活環境の保全に極めて重要な役割を果たしております。

しかし、人口の集中、産業の発展等が著しいために河川の水質悪化が顕著になり、その改善のため昭和46年5月に水質環境基準の類型指定がなされました。

昭和47年には、福島、宮城の両県で阿武隈川水系における流域別下水道整備総合計画策定のための調査が実施され、昭和49年に生活環境の改善と公共用水域の水質保全を効果的に図るために流域下水道を設置することとした「下水道整備に関する基本計画」が策定されました。

福島県では、この基本計画を基に、阿武隈川上流流域下水道を福島市を中心とする『県北処理区』、郡山市を中心とする『県中処理区』、二本松市を中心とするあだたら流域下水道『二本松処理区』及び田村市を中心とする大滝根川流域下水道『田村処理区』に分けて流域下水道の整備を推進しております。

当事務所が所管する福島市、伊達市、桑折町、国見町の2市2町からなる『県北処理区』は、昭和59年度から事業に着手し、平成8年4月に関連2市2町が同時に一部供用を開始しており、今年で28年目を迎え、下水道の普及率向上のため、引き続き計画的な整備促進に努めてまいります。

## (2) 事業所の沿革

### ① 事業所の名称……福島県県北流域下水道建設事務所

〒960-0102 福島市鎌田字一本松43

TEL (024)554-2011（代表・総務課）

2012・2013（建設課）

FAX (024)554-2932

### ② 沿革

昭和54年4月 土木部に下水道課が新設（公共下水道係、流域下水道係）される

57年4月 下水道課に分室が設けられる（県北処理区担当）

61年4月 下水道課国見駐在事務所が設置される

63年4月 県北流域下水道建設事務所の設置

平成元年4月 総務担当次長・業務担当次長の2次長制設置

総務課・建設課（建設第一係・建設第二係）の2課制設置

12月 県北流域下水道建設事務所庁舎新築（福島市鎌田）

15年4月 総務グループ・建設グループ（管渠担当・処理場担当）に組織改正

20年4月 総務課・建設課（管渠担当・処理場担当）に組織改正



### (3) 事業の経過

- 昭和47年 6月** **阿武隈川流域別下水道整備総合計画策定着手**
- 49年 4月 都市計画課に流域下水道係新設（下水道係と2係体制となる）
- 5月 県北処理区の浄化センター位置選定について国見町長に協議
- 9月 **阿武隈川流域別下水道整備総合計画の承認申請**
- 50年 4月 都市計画課内に下水道室設置
- 9月 国見町議会から浄化センター設置反対にかかる陳情書提出
- 12月 国見町議会に対して浄化センター設置の協力要請
- 52年 1月 地権者に対し第1回目の浄化センター設置の説明会
- 53年 12月 国見町議会は浄化センター設置賛成決議
- 54年 4月 地権者会が浄化センター設置に対する公開質問状を国見町長及び町議会に提出
- 7月 国見町議会は浄化センター設置反対の請願を採択（反対署名運動）
- 56年 2月 地権者と話し合い再開
- 11月 国見町長より浄化センター設置に伴う要望書提出
- 12月 要望書（周辺対策事業）に対して回答  
国見町議会は浄化センター設置賛成決議
- 57年 7月 県北都市計画下水道の決定（事前協議）（7月15日建設省福都計発第24号）
- 7月 県北都市計画下水道決定の縦覧告示（7月20日～8月3日告示第319号）
- 9月 第61回都市計画地方審議会議決（9月2日）  
都市計画決定の認可（9月20日建設省福都計第24号）  
都市計画決定の認可の県報告示（9月28日告示第1321号）
- 58年 7月 **都市計画法及び下水道法の事業認可（7月4日建設省福都下流発第2,3号）**  
都市計画法及び下水道法の事業認可の告示（7月15日建設省告示第1288号）  
都市計画法及び下水道法の事業認可の告示（県報搭載）
- 12月 周辺対策事業の内容決定（12月26日）
- 59年 1月 浄化センター補償基準の発表（1月10日）
- 12月 浄化センター補償基準の協定調印（12月28日）
- 60年 3月 **浄化センター用地契約調印（3月20日80名）**
- 61年 1月 浄化センター用地契約調印（1月25日154名、全て調印完了）
- 4月 下水道課国見駐在事務所の設置
- 9月 都市計画決定の告示（9月2日汚水量の見直しによる変更）  
都市計画法及び下水道法の事業認可（変更9月9日）
- 10月 **左岸幹線管渠工事に着手（国見町徳江地区）**
- 11月 県北処理区起工式（11月29日）
- 63年 4月 **県北流域下水道建設事務所の設置**
- 平成元年 12月 **県北流域下水道建設事務所庁舎落成**
- 2年 2月 都市計画決定の告示（2月20日一部ルートの変更外）
- 3月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更都計法3月22日、下法3月1日）
- 9月 **浄化センター水処理施設工事に着手**
- 3年 1月 国見幹線管渠工事に着手
- 11月 保原幹線管渠工事に着手

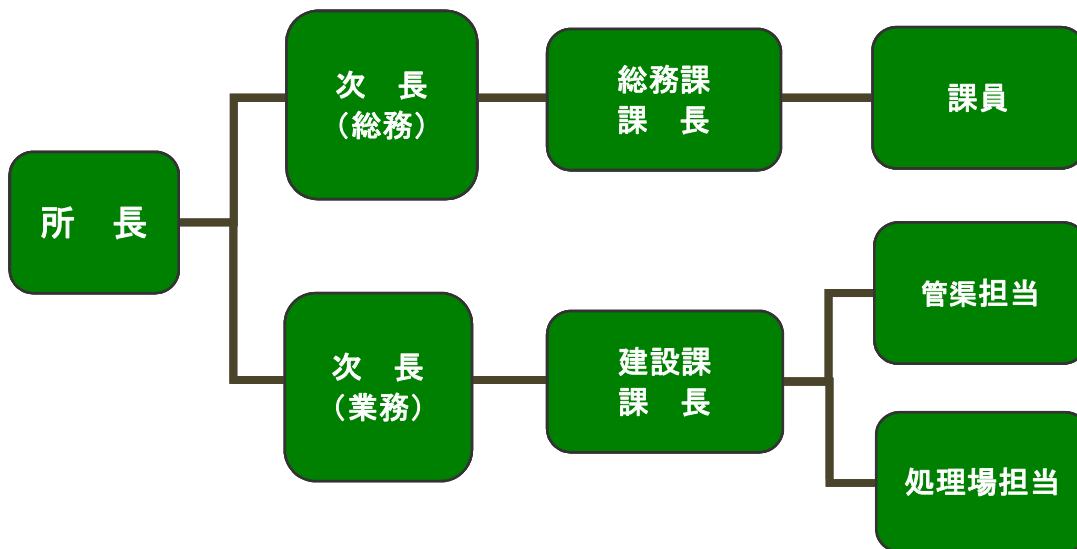


- 平成4年8月 浄化センター管理棟本館建築工事に着手
- 11月 飯坂幹線管渠工事に着手
- 12月 梁川幹線管渠工事に着手
- 5年3月 国見幹線管渠工事完了
- 7月 浄化センター管理棟受変電設備工事に着手  
水処理再利用施設の建設工事に着手  
送風機棟プラント機械工事に着手
- 10月 暫定汚泥処理棟の建設工事に着手
- 11月 左岸幹線摺上川横断管渠工事に着手
- 12月 梁川幹線阿武隈川水管橋工事に着手  
浄化センター場内整備工事に着手
- 6年7月 都市計画決定の告示（7月8日一部ルート延伸による変更外）  
都市計画法及び下水道法の事業認可（変更7月21日）
- 10月 左岸幹線管渠工事貫通式（10月7日浄化センターから福島市鎌田地内）
- 7年2月 都市計画決定の告示（2月23日一部ルートの変更）
- 3月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更3月8日）  
飯坂幹線管渠工事完了
- 8年3月 保原幹線、梁川幹線管渠工事完了
- 4月 **県北処理区第一期供用開始(福島市、桑折町、伊達町、国見町、梁川町、保原町、同時供用)**
- 5月 都市計画決定の告示（5月31日一部ルート変更・区域の拡大）
- 7月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更7月18日）
- 10年10月 都市計画決定の告示（10月2日一部ルートの変更）
- 11月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更11月18日）
- 11年5月 下水道法の事業認可（変更5月31日）
- 11月 都市計画決定の告示（11月12日処理場用地の一部廃止）
- 12月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更12月7日）
- 13年1月 都市計画決定の告示（1月19日一部ルート延伸による変更外）
- 3月 都市計画法の事業認可（変更3月9日）  
下水道法の事業認可（変更3月23日）
- 14年4月 **都市計画決定の告示（4月5日後続幹線を右岸幹線に変更外）**
- 9月 都市計画法の事業認可（変更9月10日）
- 10月 下水道法の事業認可（変更10月2日）
- 15年10月 右岸幹線工事に着手
- 16年3月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更3月31日）
- 17年2月 下水道法の事業認可（変更2月25日）
- 4月 都市計画決定の告示（変更4月8日・右岸幹線ルートの一部変更）
- 4月 都市計画法及び下水道法の事業認可（変更4月28日）
- 20年10月 下水道法の事業認可（変更10月17日） 都市計画法の事業認可（変更10月24日）
- 24年2月 下水道法の事業認可（変更2月24日） 都市計画法の事業認可（変更2月27日）



## 2. 行政機構など

### (1) 内部組織



### (2) 事務分掌

課名	主な事業の内容
総務課	所内の総務全般に関すること 庁費及び事業費の執行並びに収入に関すること 用地の取得及び補償に関すること
建設課	管渠工事にかかる調査・設計・施工に関すること 管渠工事にかかる監督及び施工管理に関すること 管渠施設の維持保全に関すること
	処理場工事にかかる調査・設計・計画に関すること 処理場工事にかかる監督及び施工管理に関すること 処理場施設の維持保全に関すること

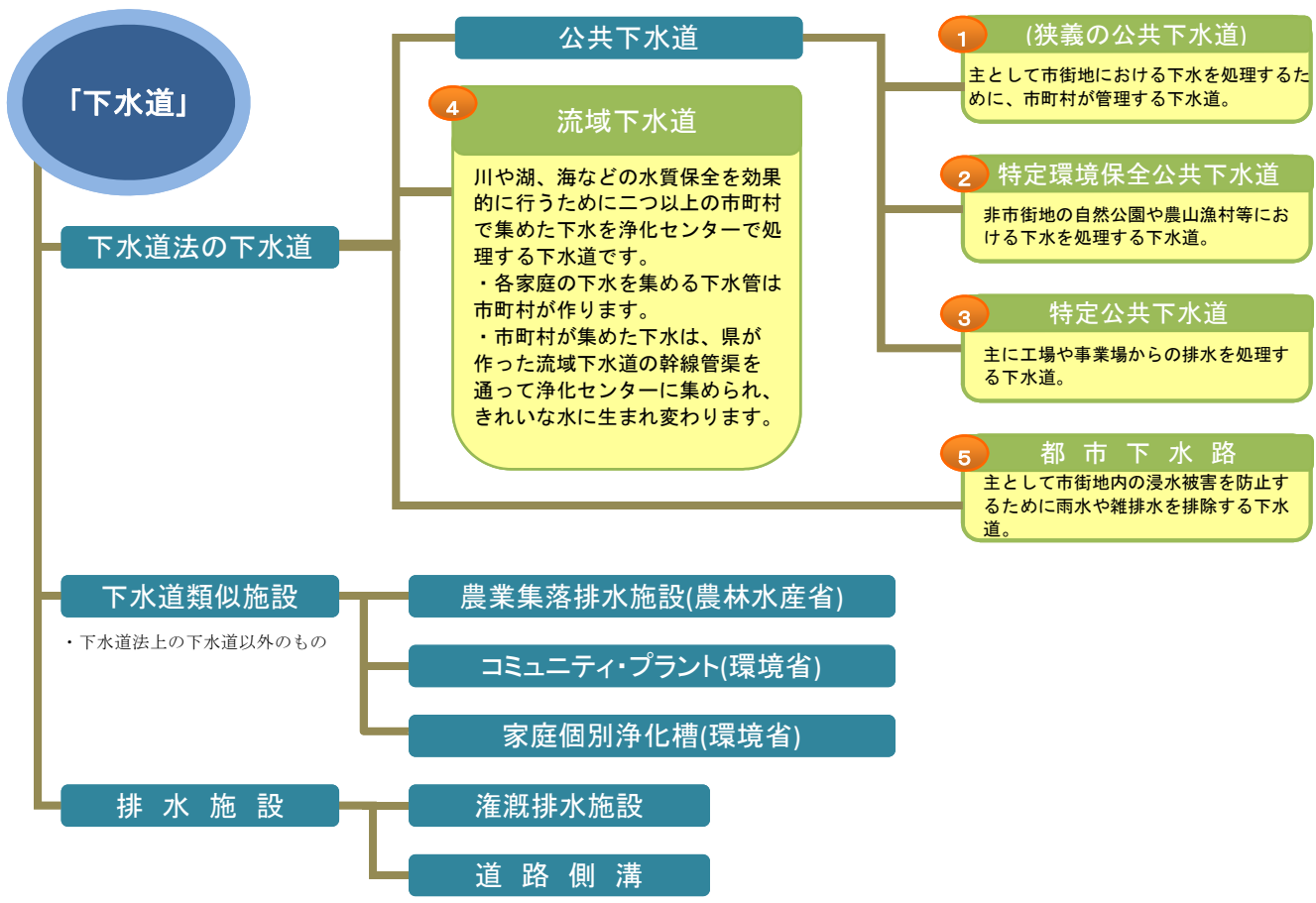


### (3) 職員数

(平成24年4月1日現在)

		行政職											技能職	計
課名	職名	所長	次長兼幹事	次長	課長	主任主査	専任技師	主査	主建築技師	主電気技師	副主査	専門員	主任運転手	
	事務所		1	1	1									
総務課					兼(1)			2				1	1	4 兼(1)
建設課					1			2	1	1	1	2		8
	管渠担当							2			1	1		4
	処理場担当								1	1		1		3
合計		1	1	1	1 兼(1)			4	1	1	1	3	1	15 兼(1)

### (4) 下水道の種類





## 3. 事業の概要

### (1) 阿武隈川上流流域下水道（県北処理区）事業計画

項目	計画別	全体計画	事業計画
関連市町村		福島市、伊達市（旧伊達町、旧梁川町、旧保原町）、桑折町、国見町	福島市、伊達市（旧伊達町、旧梁川町、旧保原町）、桑折町、国見町
計画事業期間		昭和59年度～	昭和59年度～平成28年度
計画処理区域面積		7,620ha	5,264ha
計画処理人口		269,100人	227,240人
計画汚水量(日最大)		144,190 (m <sup>3</sup> /日)	114,460 (m <sup>3</sup> /日)
排除方式		分流式	分流式
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法
放流先		阿武隈川 (水質環境基準：B-Ⅰ)	阿武隈川 (水質環境基準：B-Ⅰ)
管渠		L=56.0Km φ400mm～φ1,650mm	L=55.9Km φ400mm～φ1,650mm
中継ポンプ場		1カ所（伊達）	マンホールポンプ 2カ所（梁川・伊達）
処理場		県北浄化センター（伊達郡国見町大字徳江地内 42.6ha）	
水質		BOD 260mg/ℓ(流入)→15mg/ℓ(放流), SS 220mg/ℓ(流入)→20mg/ℓ(放流)	



## (2) 県北処理区事業計画と整備状況

### ① 事業計画

(平成24年3月末日現在)

都市名	種別	全体計画		事業計画				面整備状況		※水洗化人口状況		備考
		計画面積 (ha)A	計画人口 (千人)B	計画面積 (ha)C	計画人口 (千人)D	全体に 対する率 C/A	認可 期間	面積 (ha)E	全体計画 に対する E/A	水洗化 人口 (千人)F	全体に 対する率 F/B	
福島市	流関	6,275	231.0	4,315	195.0	68.8%	S62~H28	3,258.3	51.9%	155.0	67.1%	市単独整備面積を除く
伊達市	流関	846	27.2	628	21.8	74.2%	S63~H28	567.0	67.0%	20.8	76.5%	
桑折町	流関	333	6.3	163	5.8	48.9%	S63~H28	139.0	41.7%	4.9	77.8%	
国見町	流関	166	4.6	158	4.7	95.2%	S63~H28	137.6	82.9%	4.7	102.2%	
合計		7,620	269.1	5,264	227.3	69.1%		4,101.9	53.8%	185.4	68.9%	

※流関:流域関連公共下水道

流域下水道は、幹線管きよと終末処理場の基幹施設からなり、都道府県が設置、管理しています。  
これにつながる公共下水道を流域関連公共下水道といい、各市町村が設置、管理します。

### ② 整備状況

(平成24年3月末日現在)

種別		全体計画(A)	事業計画(B)	整備状況(C)	全体に対する 整備率 (C)/(A)	備考
管 渠 工	左岸幹線	L=30,520m φ=600mm~φ1,500mm	L=29,550m φ=600mm~φ1,500mm	L=29,550m φ=600mm~φ1,500mm	96.8%	
	右岸幹線	L=17,260m φ=1,650mm	同左	L=14,870m(※) φ=1,650mm	86.2%	※換算延長
	国見幹線	L=2,140m φ=400mm~φ500mm	同左	同左	100.0%	
	飯坂幹線	L=930m L=930m φ=700mm	同左	同左	100.0%	
	梁川幹線	L=1,790m φ=400mm~φ600mm	L=2,680m φ=400mm~φ600mm	同左	100.0%	全体計画では右岸幹線接続となる。
	保原幹線	L=3,380m φ=400mm~φ800mm	同左	同左	100.0%	
	計	L=56,020m φ=400mm~φ1,650mm	L=55,940m φ=400mm~φ1,650mm	L=53,550m φ=400mm~φ1,650mm	94.0%	整備率は梁川幹線の整備延長を全体計画で計上。
処理場工	処理水量 (日最大)	144,190m <sup>3</sup> /日	114,460m <sup>3</sup> /日	60,500m <sup>3</sup> /日	42.0%	
	処理能力	144,190m <sup>3</sup> /日 (3系列16池)	122,920m <sup>3</sup> /日 (3系列14池)	87,800m <sup>3</sup> /日 (1系列6池+2系列4池)	60.9%	



(3) 事業年次別整備額一覧表

(平成24年3月末日現在)

事業区分	補助事業費			小計	単独事業費			小計	合計	事業所累計			
	管渠工	中継ポンプ場	処理場		周辺対策事業 (水道水源移転を除く)	水道水源移転	管渠処理場工 (道路補修・埋地・処理場等)						
昭和～平成 57元	2,849	0	3,825 用地 道路 事務所	6,674	580 町道改良舗装	16	163	759	7,433	7,433			
平成	2	1,779	0	水処理	310	2,089	107 町道改良舗装	0	37	144	2,233	9,666	
	3	1,521	0	水処理 ポンプ棟 道路	679	2,200	124 町道改良舗装	0	25	149	2,349	12,015	
	4	2,267	0	管理棟、ポンプ棟、送風機棟 管廊、濃縮槽、塩素混和池	931	3,198	145 町道改良舗装	31	17	193	3,391	15,406	
	5	1,793	0	ポンプ棟(機械) 放流ポンプ棟、場内整備 処理水再利用施設汚泥処理	3,137	4,930	162 橋梁 道路改良 サイクルトラック広場	165	33	360	5,290	20,696	
	6	1,536	5	管理棟 監視制御 水処理 (1池機械・電気)	汚泥処理 放流ポンプ塩混(機) 放流口自家発電	1,795	3,336	87 橋梁 道路改良 広場整備	170	43	300	3,636	24,332
	7	2,659	218	自家発電 (電気) 放流ポンプ (電気)	2,618	5,495	94 橋梁 道路改良 広場整備 便所	80	180	354	5,849	30,181	
	8	3,424	0		528	3,952	0	0	76	76	4,028	34,209	
	9	2,735	0	水処理(2池、機械・電気)	325	3,060	0	0	67	67	3,127	37,336	
	10	3,319	0	水処理施設(3、4池、土木) 汚泥処理(建築・機械・電気)	1,198	4,517	0	0	65	65	4,582	41,918	
	11	1,476	0		1,945	3,421	0	0	38	38	3,459	45,377	
	12	1,465	0	水処理(3、4池、機械・電気)	2,171	3,636	0	0	45	45	3,681	49,058	
	13	1,338	0	水処理施設 (5、6池土木)	汚泥濃縮機	595	1,933	0	0	26	26	1,959	51,017
	14	1,336	0	汚水・放流ポンプ 砂ろ過器、除塵機	汚泥濃縮機	883	2,219	0	0	29	29	2,248	53,265
	15	1,786	0	放流ポンプ	発電機	502	2,288	0	0	21	21	2,309	55,574
	16	2,089	0	5・6池設備 No.4送風機	6池設備	397	2,486	0	0	26	26	2,512	58,086
	17	2,028	0		6池設備	540	2,568	0	0	11	11	2,579	60,665
	18	1,402	0	No.2脱水機、No.6放流ポンプ No.2非常用発電機		729	2,131	0	0	20	20	2,151	62,816
	19	1,130	0	汚泥処理棟増築(土木) 塩素混和池増設(土木)	2系列1、2池 水処理施設(土木) 2系列送風機棟 電機気室(建築)	566	1,696	0	0	14	14	1,710	64,526
	20	1,484	0	汚泥処理棟増築 (建築・電気・機械)	2系列1、2池水処理(機械・電気) 汚泥処理棟増築(建築)	892	2,376	0	0	3	3	2,379	66,905
	21	558	0	2系列3、4池水処理(土木) No.6汚水ポンプ	汚泥濃縮・脱水設備 (No.3)	1,578	2,136	6	0	3	9	2,145	69,050
22	1,284	0	2系列3、4池水処理設備 第2SP棟(土木) 2系列3、4池送風機	汚泥・自家発:蓄電池更新 1系1池:散気装置更新	1,350	2,634	0	0	3	3	2,637	71,686	
23	1,556	0		2系列5、6池水処理(土木)	1,278	2,834	0	0	4	4	2,838	74,524	
H23末計	42,814 L=53.6Km※	223	28,772	71,808	1,299	462	949	2,716	74,524				
24年度 計画	1,536 L=2.2Km※	0	2系列5・6池(土木)・分配槽(土木・機械) 第2スクリーンポンプ棟(土木・建築)	919	2,455	0	0	9	9	2,464	76,988		

※延長は、事業費換算延長



## (4) 平成24年度事業計画

### ① 国庫補助事業 (2,455百万円)

#### イ 管渠工事 (1,536百万円)

##### 右岸幹線

- ・ 推進工 (継続)  $\phi$ 1,650mm 大立目工区・蟹沼工区・上通工区
- ・ シールド工 (継続)  $\phi$ 1,650mm 五ヶ所工区
- ・ 人孔工 (新規) 大立目工区

#### ロ 処理場工事 (919百万円)

##### ・ 水処理施設

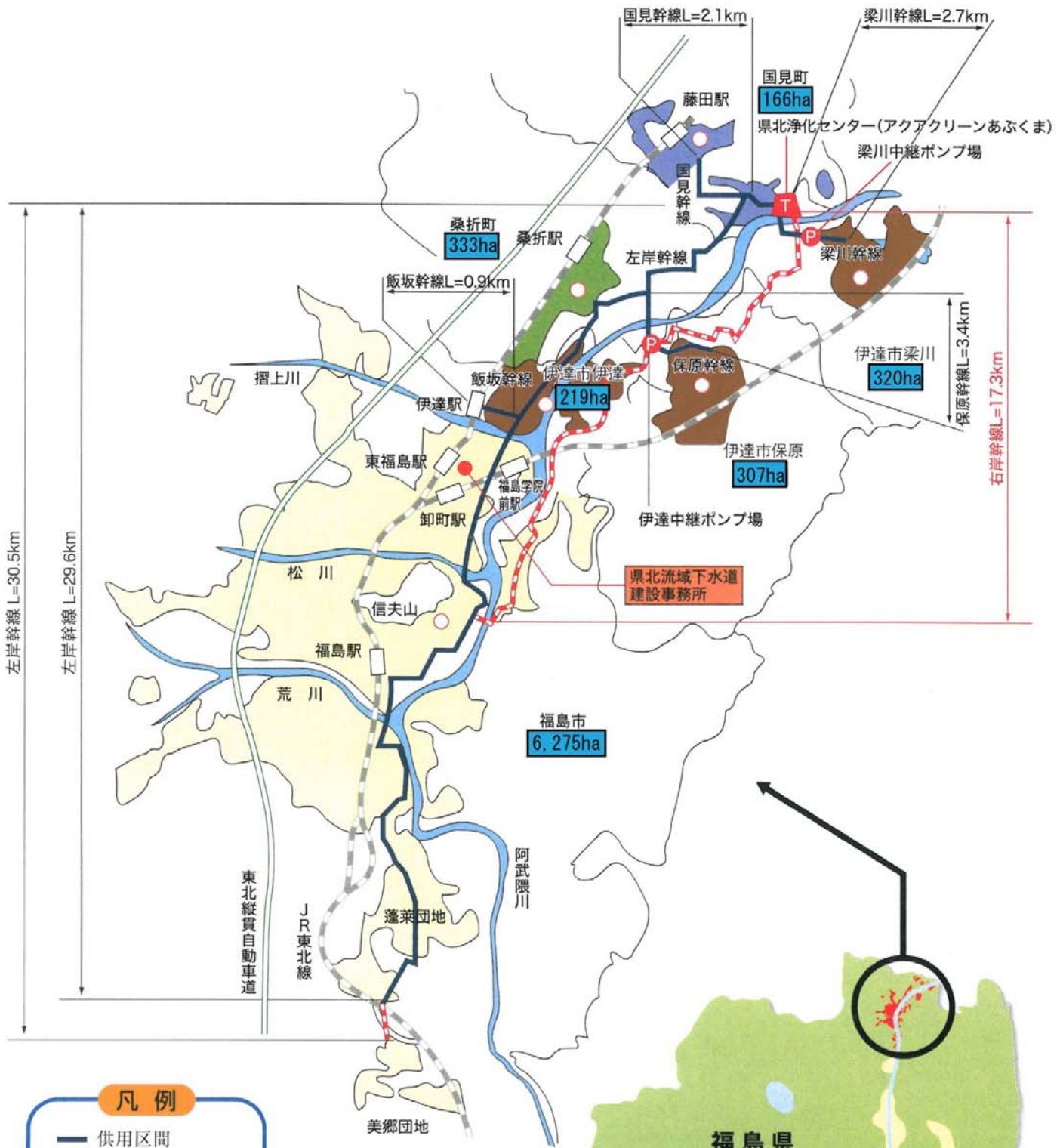
- 2系列5・6池【土木】 (継続)
- 2系列5・6池【土木付帯】 (新規)
- 第2スクリーンポンプ棟【土木】 (継続)
- 第2スクリーンポンプ棟【建築】 (新規)

### ② 県単独事業 (9百万円)

- ・ 管渠工 (補償費及び補修費等)
- ・ 処理場工 (環境整備及び補修費等)



# 県北処理区管渠計画概要図



## 凡例

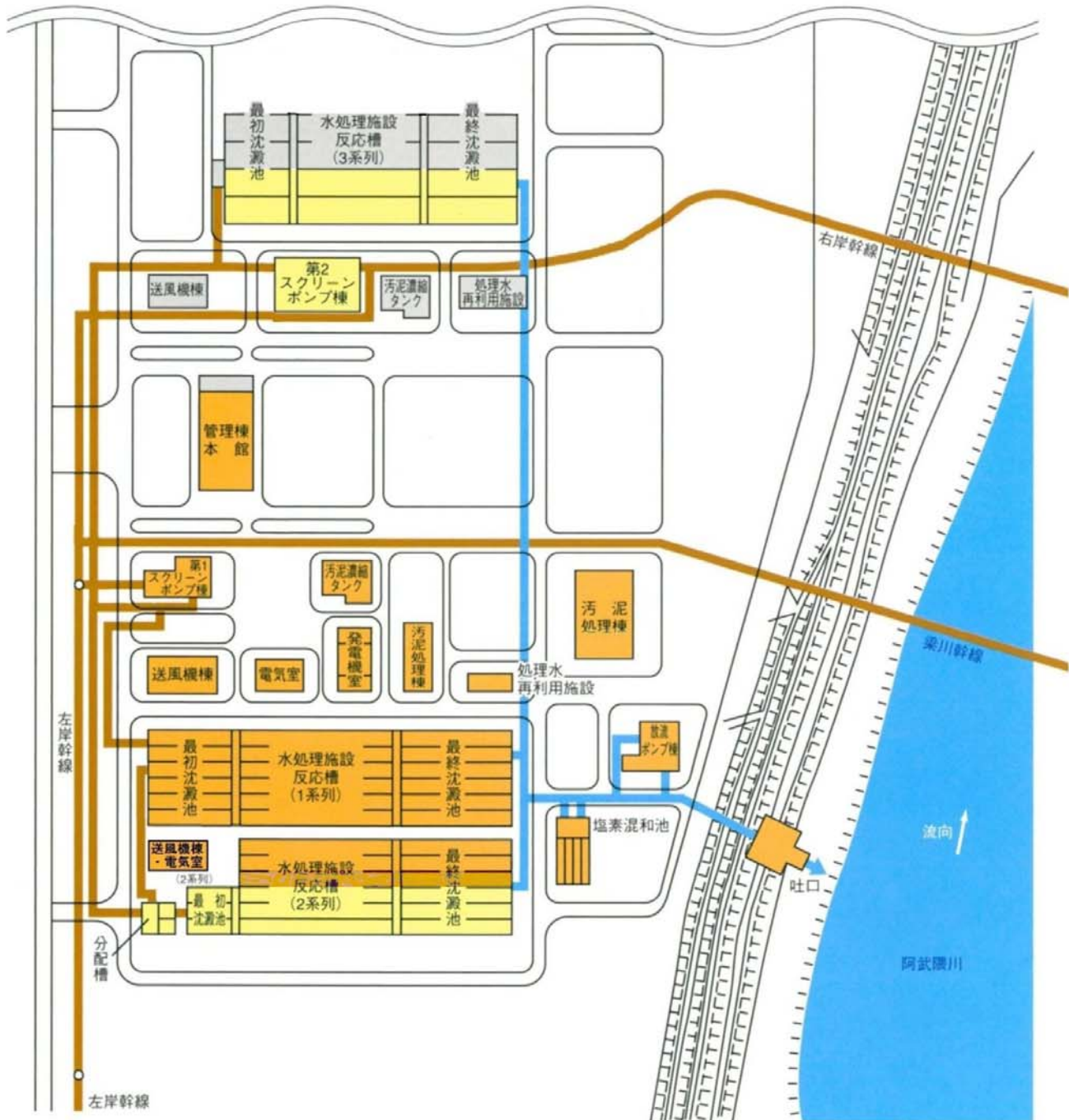
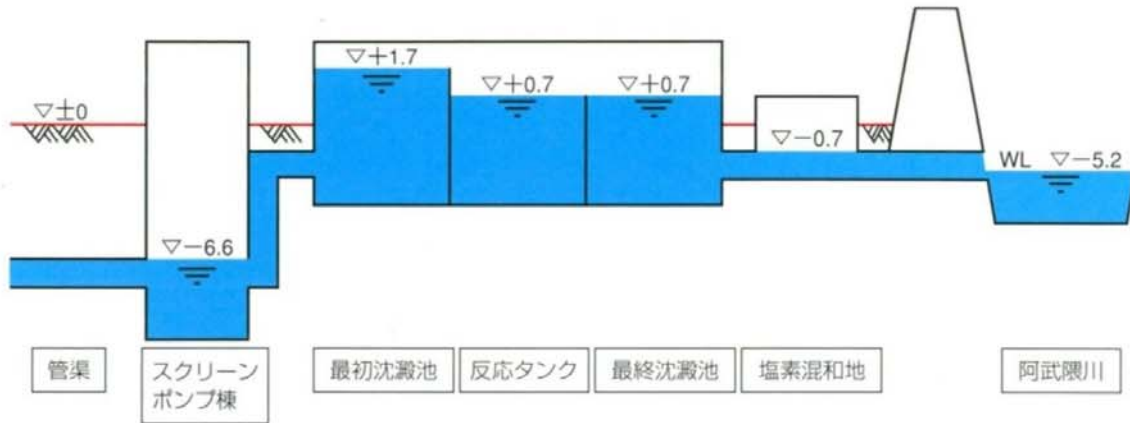
- 供用区間
- - - 未供用区間
- 全体計画面積 (ha)
- 福島市
- 伊達市
- 桑折町
- 国見町
- 市町庁舎所在地
- 県北流域下水道建設事務所所在地





# 県北浄化センター施設配置計画図

(所在地 伊達郡国見町大字徳江地内、A=42.6ha)



事業計画
  全体計画
  平成24年3月末現在、供用処理施設



## 4. 災害対応体制

福島県下水道防災計画に基づき、災害の発生による下水道被災の予防及び応急復旧対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保全することを目的とし、災害対応体制を下記のとおり定める。

### 記

1. 水防配備体制は次の四段階に分類する。（各配備体制は別表のとおり）

(1) **特別警戒配備（1号配備）**

- ①終末処理場が所在する国見町に大雨又は洪水及びその両方の気象警報が発表された場合
- ②県北処理区2市2町（福島市、伊達市、桑折町、国見町）に震度4の地震が発生した場合  
※夜間に震度4の地震が発生した場合で処理場施設等に被害がない場合は自宅待機とする。
- ③阿武隈川（県北浄化センター放流口）の水位が41.50mを超えた場合
- ④所長が必要と認めた場合

所要の人員で被害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて特別警戒体制の設置に移行できる体制とする。

(2) **特別警戒体制（2号配備）**

- ①大雨、洪水の気象警報が発表され下水道被害が予想又は発生した場合
- ②阿武隈川の水位が42.77m（氾らん注意水位）を超えた場合
- ③震度5（弱）以上の地震が発生した場合

建設課全員で被害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて非常配備体制の設置に移行できる体制とする。

(3) **非常配備体制（3号配備）**

- ①局地的に激甚な下水道被害が発生し拡大の恐れがある場合
- ②阿武隈川の水位が43.77m（浄化センターの避難体制水位）を超えた場合
- ③震度6（弱）以上の地震が発生した場合

全職員で被害に関する情報収集、応急対策に当たる。

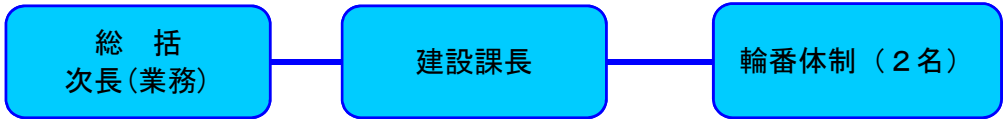
(4) **非常配備体制（4号配備）**

- ①県北地方各地に大規模な下水道被害が発生し広域的に応急対策が必要となる場合  
組織及び機能の全てをあげて情報収集、応急対策に当たる。

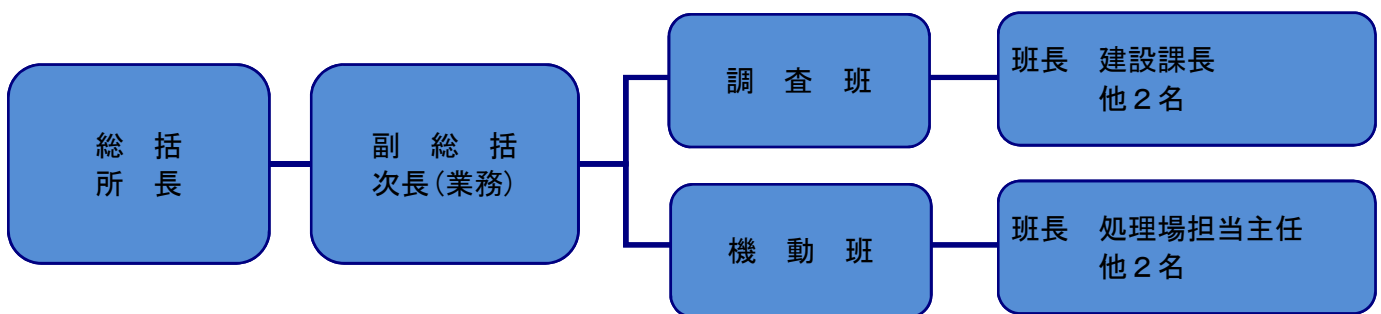


災害対策本部設置前

○特別警戒配備(1号配備)

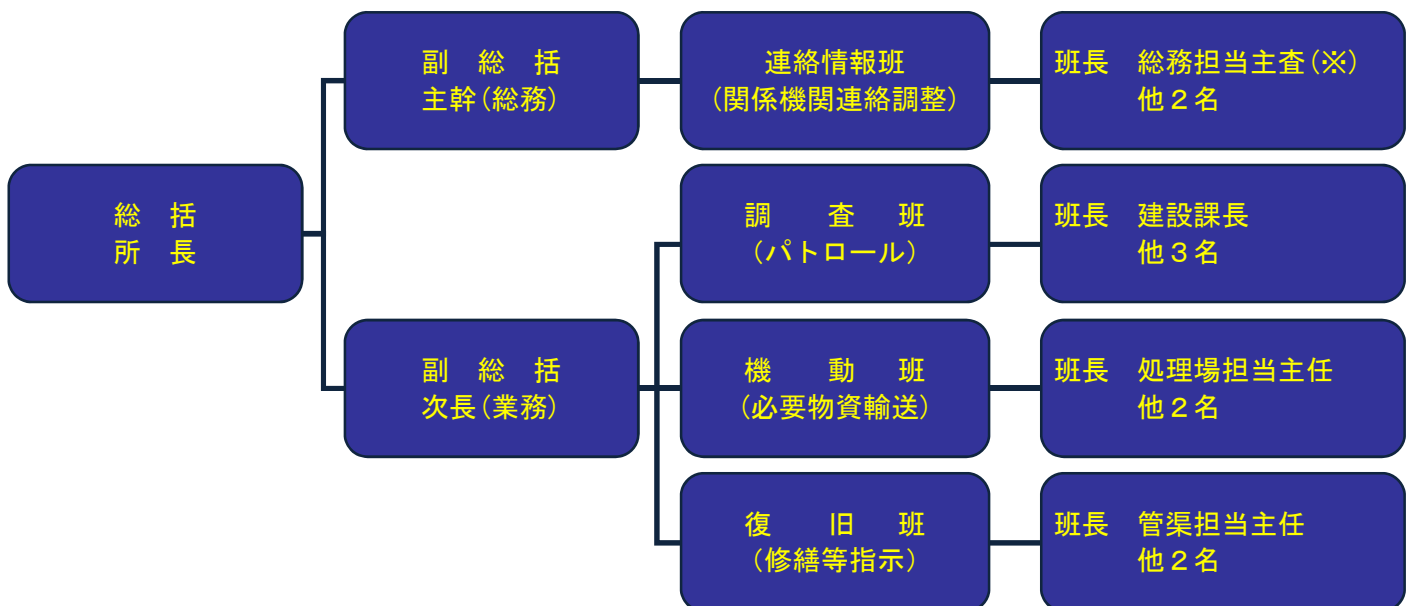


○特別警戒体制(2号配備)



災害対策本部設置後

○非常配備体制(3号配備・4号配備)



注) ※担当者は「災害対策県北地方本部事務局員」となった場合、これを優先する。